

積聚会では、この程「SJ積聚会」「積聚治療」を商標登録いたしました。これに伴い「積聚会の商標登録の使用に関する規程」を設け、これを利用する際の規定について定めましたので、商標の使用を希望される方は下の「積聚会の商標登録の使用に関する規程」をご覧の上、積聚会事務局までお問い合わせ下さい。

積聚会の商標登録の使用に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は、積聚会が所有する商標登録(以下「商標」という。)の使用の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(承諾)

第2条

積聚会会長は、第4条の規定に適合すると認められる次に掲げる者に対し、商標使用を承諾するものとする。

(1)積聚会が認める会員

(2)積聚会が認める組織・団体

(申出)

第3条

商標使用の承諾を得ようとする者(以下「承認申出者」という。)は、商標使用承諾申出書(以下「申出書」という。)を積聚会会長に提出しなければならない。

その申出書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1)関連の印刷物、録画済DVD、電子出版物、写真又は画像ファイル

(2)書籍の出版及び販売、セミナーの運営

(基準)

第4条

積聚会会長は、前条第1項の申出書の提出があったときは、当該申出書に係るものについて次に掲げる事項を審査するものとする。

(1)承諾の申出があったものに係る原稿及び計画が合理的であり、その実施が確実なものであること。

(2)身体・財産等に危害を及ぼすものでないこと。

(3)公序良俗に反するものでないこと。

(4)

(5)

積聚会会長は、前項に規定する審査において必要があると認めるときは、承諾申出者の意見を聴くものとする。

(不承諾)

第5条

積聚會会長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、商標使用の承諾をしないものとする。

- (1) 前条の規定に適合しないと認められるもの。
- (2) 第6条の規定に反していると認められるもの。

(条 件)

第6条

積聚會会長は、商標使用を承諾としたときは、商標使用契約書(以下「契約書」という。)を締結しなければならない。

(通 知)

第7条

承諾申出者に契約書の締結後に商標使用承諾通知書を送付するものとする。

契約書に違反した場合、又は、商標使用を承諾としないときは、承諾しない理由を付して商標使用不承諾通知書を送付するものとする。

(補 則)

第8条

上記商標を 2009 年 7 月 17 日以降に無断で使用したものは、商標使用料として価格(定価)の 10%を請求するものとする。

商標権使用算定基準

- 1 商標権の使用を許諾する場合は、実施使用料を徴収するものとする。
- 2 通常実施使用利用は、次の表に定める基本額とする。

例

価格(定価)の10%	実施使用料(円)
100,000	1,000
500,000	5,000
1,000,000	10,000

商標使用承諾申出書

様式第1号（第3条関係）

商標使用承諾申出書

年 月 日

積聚会会長

小林詔司 様

申出者 住所

氏名

電話番号

（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

このことについて、積聚治療の登録商標の使用に関する規程第3条の規定に基づき、
関係書類を添えて申出します。

1. 商標使用対象品

品目：

2. 商標使用方法（具体的に記入してください。）

3. 商標使用開始希望日

年 月 日 より

4. 添付書類

原稿および計画を記入した書類